

## クレーン取扱い業務等特別教育規程

クレーン等安全規則（昭和四十七年労働省令第三十四号）第二十一条第三項、第六十七条第三項、第七十条第三項、第八十三条第三項及び第二百二十二条第三項の規定に基づき、クレーン取扱い業務等特別教育規程を次のように定め、昭和四十七年十月一日から適用する。

（クレーンの運転の業務に係る特別の教育）

**第一条** クレーン等安全規則（以下「クレーン則」という。）第二十一条第一項の規定による特別の教育は、学科教育及び実技教育により行なうものとする。

2 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について 同表の下欄に掲げる時間以上行なうものとする。

科目	範囲	時間
クレーンに関する知識	種類及び型式 主要構造部分 作動装置 安全装置 ブレーキ機能 取扱い方法	三時間
原動機及び電気に関する知識	電気に関する基礎知識 電動機 開閉器、コントローラ等電気を通ずる機械器具 電路の点検及び補修 感電による危険性	三時間
クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	力（合成、分解、つり合い及びモーメント） 重心 荷重 ワイヤロープ、フック及びつり具の強さ ワイヤロープの掛け方と荷重との関係	二時間
関係法令	労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号。以下「法」という。）、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。）、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。）及びクレーン則中の関係条項	一時間

3 第一項の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
クレーンの運転	重量の確認 荷のつり上げ 定められた経路による運搬 荷の卸し	三時間
クレーンの運転のための合図	合図の方法	一時間

(移動式クレーンの運転の業務に係る特別の教育)

**第二条** クレーン則第六十七条第一項の規定による特別の教育は、学科教育及び実技教育により行なうものとする。

2 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行なうものとする。

科目	範囲	時間
移動式クレーンに関する知識	種類及び型式 主要構造部分 作動装置 安全装置 ブレーキ機能 取扱い方法	三時間
原動機及び電気に関する知識	内燃機関 蒸気機関 油圧駆動装置 感電による危険性	三時間
移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	力(合成、分解、つり合い及びモーメント) 重心 荷重 ワイヤロープ、フック及びつり具の強さ ワイヤロープの掛け方と荷重との関係	二時間
関係法令	法、令、安衛則及びクレーン則中の関係条項	一時間

3 前条第三項の規定は、第一項の実技教育について準用する。この場合において、同条第三項の表中「クレーン」とあるのは、「移動式クレーン」と読み替えるものとする。

(デリックの運転の業務に係る特別の教育)

**第三条** クレーン則第一百七条第一項の規定による特別の教育は、学科教育及び実技教育により行なうものとする。

2 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行なうものとする。

科目	範囲	時間
デリックに関する知識	種類及び型式 主要構造部分 作動装置 安全装置 ブレーキ機能 取扱い方法	三時間
原動機及び電気に関する知識	電気に関する基礎知識 電動機 開閉器、コントローラ 一等電気を通ずる機械器具 電路の点検及び補修 感電による危険性	三時間

デリックの運転のために必要な力学に関する知識	力（合成、分解、つり合い及びモーメント） 重心 荷重 ワイヤロープ、フック及びつり具の強さ ワイヤロープの掛け方と荷重との関係	二時間
関係法令	法、令、安衛則及びクレーン則中の関係条項	一時間

3 第一条第三項の規定は、第一項の実技教育について準用する。この場合において、同条第三項の表中「クレーン」とあるのは、「デリック」と読み替えるものとする。

（建設用リフトの運転の業務に係る特別の教育）

**第四条** クレーン則第百八十三条第一項の規定による特別の教育は、学科教育及び実技教育により行なうものとする。

2 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行なうものとする。

科目	範囲	時間
建設用リフトに関する知識	種類及び型式 昇降装置 安全装置 ブレーキ機能 取扱い方法	二時間
建設用リフトの運転のために必要な電気に関する知識	電気に関する基礎知識 電動機 開閉器等電気を通ずる機械器具 感電による危険性	二時間
関係法令	法、令、安衛則及びクレーン則中の関係条項	一時間

3 第一項の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行なうものとする。

科目	範囲	時間
建設用リフトの運転及び点検	搬器の昇降の操作 機械部分及び電路の点検	三時間
建設用リフトの運転のための合図	電鈴等による合図の方法	一時間

（玉掛けの業務に係る特別の教育）

**第五条** クレーン則第二百二十二条第一項の規定による特別の教育は、学科教育及び実技教育により行なうものとする。

2 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について 同表の下欄に掲げる時間以上行なうものとする。

科目	範囲	時間
クレーン、移動式クレーン及びデリック（以下「クレーン等」という。）に関する知識	種類及び型式 構造及び機能 安全装置及びブレーキ	一時間
クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識	力（合成、分解、つり合い及びモーメント） 簡単な図形の重心及び物の安定 摩擦 重量 荷重	一時間
クレーン等の玉掛けの方法	玉掛用具の選定及び使用の方法 基本動作（安全作業方法を含む。） 合図の方法	二時間
関係法令	法、令、安衛則及びクレーン則中の関係条項	一時間

3 第一項の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行なうものとする。

科目	範囲	時間
クレーン等の玉掛け	材質又は形状の異なる二以上の物の重量目測 玉掛用具の選定及び玉掛けの方法	三時間
クレーン等の運転のための合図	手、小旗等を用いて行なう合図の方法	一時間